

平成30年度  
新潟県奨学金  
奨学生募集要項  
《大学・短大》

申込期間 平成30年6月11日(月)～平成30年7月9日(月)(当日消印有効)  
学校への申込期限ではありませんので注意してください。

- ※ この奨学金は、貸与終了後に返還が必要な「貸与型」の奨学金です。
- ※ 上記の申込期限は県への提出期限です。学校への申込期限ではありませんので注意してください。ただし、新潟県外から世帯で転入された方でU・Iターン促進支援枠に該当する場合は、上記期限によらず随時お申し込みできます。
- ※ 書類不備の申込みは選考対象になりませんので、案内をよく読んで申し込んでください。(やむを得ず必要書類が申込期間内に添付できない場合は、先行して申込書のみ提出も認めます。必要書類取得後、追加提出してください。)

新潟県教育委員会

お問い合わせ先  
新潟県教育庁高等学校教育課奨学金係  
〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1  
電話：025-280-5638 (直通)  
(受付時間) 8時30分～17時15分 ※土曜、日曜、祝日を除く

用紙はコピー使用可 (両面)

# 【 余 白 】

【 余 白 】

【 余 白 】

## 【 余 白 】

【 余 白 】

【 余 白 】

【 余 白 】

【 余 白 】

【 余 白 】

【 余 白 】

【 余 白 】

## 平成30年度新潟県大学奨学生（貸与型奨学金）募集要項

### 1 趣 旨

教育の機会均等を図るため、特に人物・学力ともに優秀であって、経済的理由により大学・短期大学において修学が困難と認められる者に対し、奨学金を貸与して在学中勉学に専念することのできるよう援助を与えることを目的とする。

### 2 申込資格

県内に居住する者の子弟で、国内の大学・短期大学（文部科学省が指定する「外国大学日本校」を含む。）に在学し、下記の(1)～(3)のいずれにも該当し、経済的理由により大学・短期大学での修学が困難な者であること。

なお、再入学又は編入学をした者が、以前に在学した大学・短期大学で、日本育英会・日本学生支援機構の第1種奨学金（無利子）又は新潟県奨学金の貸与を受けていた場合の貸与月数の上限は、以下のとおりとする。

$\text{貸与可能月数} = \text{在学する大学・短期大学の最短修業年限の月数} - \text{以前貸与を受けた月数}$

(注1) 上記の大学・短期大学とは、学校教育法による大学の学部・学科（課程）、短期大学をいい、国・公・私立及び昼・夜間の別は問わない。ただし、通信教育部、専攻科、別科、大学の附属施設（例えば看護学校等）、放送大学、自治医科大学、産業医科大学、防衛大学校等は対象とならない。

(注2) 文部科学省が指定する「外国大学日本校」のうち、対象校は下表のとおりとする。

名 称	課程	課程の名称
テンプル大学ジャパン	大学 短大	教養学部、コミュニケーション・シアター学部、芸術学部 準学士課程
天津中医薬大学中薬学院日本校	大学	中薬課程
北京語言大学東京校	大学	中国語学部中国語学科
レイクランド大学ジャパン・キャンパス	短大	準学士号課程

#### (1) 成績要件

ア 1年生は、高校等における学習成績の評定を全履修科目について平均した値が3.5以上（5段階評価）であること。（大学入学資格検定及び高校卒業程度認定試験（以下「高卒認定（大検）等」という。）合格者は除く。）

イ 2年生以上は、申込時までの大学の成績で、良以上又はB以上が全履修科目数の50%を超えること。

#### (2) 所得要件

本人の保護者（父及び母。母子家庭の場合は母。父子家庭の場合は父。前記以外の場合は後見人）の1年間の認定所得金額が、所得基準額以下であること。

（P5「大学奨学生所得要件」を参照）

#### (3) 日本学生支援機構の第1種奨学金（無利子）貸与を受けていない者

（第1種奨学金は新潟県奨学金と重複して申し込むことはできますが、併用はできません。両方採用された場合は、どちらかを辞退していただくこととなります。）

3 採用予定人数 50人程度 (U・Iターン促進支援枠含む)

4 奨学金の貸与月額

(1) 貸与月額

国公立短大 及び大学	私立短大		私立大学	
	自宅	自宅外	自宅	自宅外
41,000円	43,000円	48,000円	44,000円	51,000円

(2) 入学時一時金

奨学金月額貸与の初回入金時に、50万円を上限として貸与するもの。入学時一時金の所得要件 (P11参照) に該当する場合に申し込むことができる。

5 貸与の始期及び終期

平成30年4月分からその者の在学する大学・短期大学の最短修業年限の終期までとする。

6 提出する書類 (提出した書類は返却しないので注意すること。)

※ やむを得ず必要書類が申込期間内に添付できないときは、「奨学金貸与申込書」を先行して提出すること。(必要書類取得後、追加で提出すること。)

(1) 奨学金貸与申込書 (P7~8)

(2) 成績を証明する書類

ア 1年生

出身高等学校所定の調査書又は成績証明書 (本人開封無効)

(卒業した年度の最終の成績まで記載されているものを提出すること。)

イ 2年生以上

大学・短期大学の成績証明書 (本人開封無効)

ウ 高卒認定 (大検) 等に合格した者

高卒認定 (大検) 等の合格成績証明書 (ただし、科目の一部免除を受けた者は、免除を受けた科目の成績証明書も必要)

(3) 奨学生推薦調書 (全て大学・短期大学で記入)

(4) 収入等に関する証明書 (本人の保護者 (父及び母。母子家庭の場合は母。父子家庭の場合は父。前記以外の場合は後見人) についてののみ必要)

ア 必ず提出する書類

(7) 市町村役場発行の平成30年度市町村民税課税証明書 (全部事項証明書等)

(平成29年1月~12月分の収入や所得が記載されているもの。無職・無収入であっても提出すること。)

イ 世帯の状況により必要な書類

(7) 年金受給者の場合は、その額が分かる書類 (年金の源泉徴収票、支払通知書等)

(4) 雇用保険 (失業給付) 受給者 (予定者含む) は、雇用保険受給資格証の写し

(5) 誓約書 (P15)

記入上の注意をよく確認のうえ記入すること。記入誤りを訂正する場合は修正テープ等

を使用せず、訂正箇所<sup>二</sup>に二重線を引<sup>三</sup>き、訂正印を押印してから余白に記入すること。

(6) 印鑑登録証明書

上記「誓約書」に記載の連帯保証人、保証人の印鑑登録証明書を各1通添付すること。

(7) 振込口座登録申込書 (P17)

学生本人名義の口座を記入したもの。口座番号等の記入誤りがあると奨学金の貸与ができなくなるので、提出する前によく確認すること。

7 提出先

在学校の奨学金担当窓口

申込者は、申込書類及び添付書類一式を在学校が指定する日までに提出すること。

8 新潟県教育委員会への申込期間

平成30年6月11日(月)から平成30年7月9日(月)まで(当日消印有効・期限厳守)

なお、本人が平成27年12月以降に新潟県外から世帯で本県へU・Iターンした場合には、「U・Iターン促進支援枠」の対象となり、上記期限によらず随時申し込むことができる。

9 採用の決定及び通知

8月末までに大学長を経て通知する予定

10 奨学金の交付時期

初回の送金は9月末(4月～9月の6ヶ月分)の予定

11 連帯保証人及び保証人

貸与を受ける際は、連帯保証人(原則父又は母)1人及び保証人(本人、連帯保証人と世帯を異にし(原則別住所)、独立の生計を営み、いつでも本人と連絡のできる者で、64歳以下の者)1人を立てること。

なお、保証人を65歳以上の者しか選任できない場合は、「申立書」(任意・参考様式P21)及び保証人の市町村役場発行の課税証明書(収入や所得が記載されたもの)を添付することにより、65歳以上の者を保証人として選任することができる。

ただし、父若しくは母又はこれらに準ずる者が東日本大震災により被災した者で、保証人を立てることが困難である場合は、「保証人に関する申立書(被災者用)」(別紙様式P22)を提出することにより、連帯保証人1人のみで奨学金を申し込むことができる。

12 奨学金の返還

奨学金の貸与終了後、「借用証書」を提出すること。その際にも連帯保証人及び保証人による署名及び実印の押印が必要となる。

返還方法には、「年賦(12月)」と「半年賦(12月と6月)」があり、借用証書提出時に選択することができる。返還時期に高等学校教育課から送付される「納入通知書」により、金融機関等の窓口で納入すること。

奨学金は無利子であるが、最長15年以内に返還しなければならない。また、貸与総額に応じて、1年間に返還しなければならない金額(別表第1「基準最低年賦額表」を参照)が決

められている。

また、奨学金返還時において進学中又は傷病、あるいは世帯年収等が一定額以下（給与所得世帯は年間収入が300万円以下、給与所得以外の世帯は年間所得が200万円以下）など返還が困難である理由について本人からの申し出があり、新潟県教育委員会が認めた場合においては、返還を猶予する。

< 返還例：4年間（48月）・入学時一時金の貸与なし。基準最低年賦額で返還した場合 >

区 分	貸与月額	貸与総額	返還額(半年賦)	返還回数(半年賦)
国公立自宅	41,000円	1,968,000円	150,000円(75,000円)	14回(27回)
国公立自宅外				
私立自宅	44,000円	2,112,000円	175,000円(87,500円)	13回(25回)
私立自宅外	51,000円	2,448,000円	200,000円(100,000円)	13回(25回)

別表第1「基準最低年賦額表」

大学及び専修学校の専門課程における奨学生であった者	
返 還 総 額	基 準 最 低 年 賦 額
348,000円以下	25,000 円
348,001円 から 696,000円まで	50,000 円
696,001円 から 1,044,000円まで	75,000 円
1,044,001円 から 1,392,000円まで	100,000 円
1,392,001円 から 1,740,000円まで	125,000 円
1,740,001円 から 2,088,000円まで	150,000 円
2,088,001円 から 2,436,000円まで	175,000 円
2,436,001円 から 2,784,000円まで	200,000 円
2,784,001円 から 3,132,000円まで	225,000 円
3,132,001円 から 3,480,000円まで	250,000 円
3,480,001円 から 3,828,000円まで	275,000 円

## 大 学 奨 学 生 所 得 要 件

- 1 本人の保護者（父及び母。母子家庭の場合は母。父子家庭の場合は父。前記以外の場合は後見人）の1年間の「認定所得金額（下記2）」が次の「所得基準額」以下であること。

所得基準額

区 分	所 得 基 準 額
世帯	2 人 2 8 2 万円
	3 人 3 2 8 万円
	4 人 3 5 5 万円
	5 人 3 8 2 万円
人	6 人 4 0 2 万円
	7 人 4 2 2 万円
員	8 人 4 4 2 万円

（備考）

世帯人員が8人を超える場合は、  
1人増すごとに20万円を世帯人員  
8人の所得基準額に加算する。

- 2 「認定所得金額」とは、本人の保護者（父及び母。母子家庭の場合は母。父子家庭の場合は父。前記以外の場合は後見人）の金銭、物品などの1年間の総収入金額を以下により計算した「所得金額」から、「特別控除額（別表第2「特別控除額）」を控除した金額をいう。

(1) 給与所得の場合

年 間 総 収 入 金 額	所 得 金 額
3 2 9 万円以下の場合	0 円
3 3 0 万円以上 4 0 0 万円以下の場合	収入金額×0. 8 - 2 6 3 万円
4 0 1 万円以上 8 7 8 万円以下の場合	収入金額×0. 7 - 2 2 3 万円
8 7 9 万円以上の場合	収入金額 - 4 8 6 万円

（注）1万円未満は切り捨て。

（注）同一人で、2か所以上から収入があり、いずれも給与所得の場合は、収入金額を合算した後、この計算式により算出する。

(2) 給与所得以外の場合

収入金額（又は売上高）から、必要経費を差し引いた金額を記入する。

必要経費とは、事業所得においては売上品原価と営業経費（雇人費、減価償却費、業務に係る公租公課等）との合計額であり、農業所得では、肥料、種苗、蚕種、飼料、動力機の燃料等（過去1か年の収入を得るために実際に消費した分）の購入費の合計額である。

（注）1万円未満は切り捨て。

別表第2 特別控除額表

区分	特別の事情	特別控除額				
就学者分控除	就学者のいる世帯 (児童・生徒・学生1人につき)	小学校		8万円		
		中学校		16万円		
				自宅通学	自宅外通学	
		高等学校	国・公立	28万円	47万円	
			私立	41万円	60万円	
		高等専門学校	国・公立	36万円	55万円	
			私立	60万円	80万円	
		大学	国・公立	59万円	102万円	
			私立	101万円	144万円	
		専修学校	高等課程	国・公立	17万円	27万円
専門課程	国・公立		22万円	62万円		
		私立	72万円	112万円		
その他	ア 母子・父子世帯	49万円				
	イ 障害のある人のいる世帯	障害のある人1人につき (障害者手帳の写しなどの証明書類必要) 86万円				
	ウ 長期療養者のいる世帯	療養のため経常的に特別な支出をしている金額。(証明書類必要) 診療代、治療代、医薬品代等に限り、 <u>食費等は対象としない。</u>				
	エ 主たる家計支持者が別居している世帯	別居のため特別に支出している金額。ただし、71万円を限度とする。 住居費、光熱水道費等に限る。(領収書など証明書類必要)				
	オ 火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材あるいは、生活費を得るための基本的な生産手段(田・畑・店舗等)に被害があつて、将来長期にわたって支出増又は収入減になると認められる年間金額。(証明書類必要)				
本人分控除	国・公立	自宅通学 28万円 自宅外通学 72万円		に授業料年額を加えた額		
	私立	自宅通学 44万円 自宅外通学 87万円		に授業料年額を加えた額		

- 備考 1 「就学者分控除」欄の「就学者のいる世帯」の控除は申込者本人を除く世帯員を対象とする控除である。
- 2 「本人分控除」欄の「授業料年額」とは、在学している学校の申込時における授業料年額(入学金、施設整備費、実習費等を除く。)である。
- 3 該当する特別の事情が2以上ある場合は、それらの控除額をあわせて控除することができる。



申込書は必ず学生本人が記入すること

大学・短大奨学金貸与申込書										
氏名				性別		最終学歴				学校
平成 年 月 日生 (H30.4.1現在 歳)				U・Iターン促進支援枠 新潟県へ転入した日		該当・非該当		平成 年 月 日		卒業・中退 大学入学資格検定・高校卒業程度認定試験 合格
本人 現住	〒 電話番号 ( )				携帯電話番号 ( )				※ 自宅・自宅外から通学	
	※ 国公立 私立		※ 大 学 短期大学		学部		学科		第 学年 ※ 昼間部・夜間部	
在籍校	平成 年度		※ 入 学 編 入 学		平成 年度		月 卒業予定 ( )		( 年制学科)	
日本学生支援機構の第1種奨学金申込				※ 有 ・ 無						
以前に大学・短大で日本育英会・日本学生支援機構の第1種奨学金、又は県の奨学金の貸与を受けたことの有無				※ 有 (在籍校名: ) (貸与期間: ) ・ 無						
「入学一時金」貸与希望の有無 (所得要件あり)				※ 有 (貸与額 10・20・30・40・50 万円) ・ 無						
自宅住所	〒 電話番号 ( )				世帯人員: (① ) 人					
就学者以外	続柄	氏名	年齢	職業	続柄	氏名	年齢	職業		
特別 控除 該当 事項	就学	続柄	氏名	在 学 校 名	学年	※通学別		特別控除額		
	本人	本人分控除 [国公立:自宅28/自宅外72万円、私立:自宅44/自宅外87万円]						万円		
		授業料年額 [ 入学金、施設整備費、実習費などを除く ]						万円		
	分 控 除			立	学年	自 宅・自宅外		万円		
				立	学年	自 宅・自宅外		万円		
				立	学年	自 宅・自宅外		万円		
				立	学年	自 宅・自宅外		万円		
	其 他 の 控 除	ア 母子・父子世帯 (一律49万円)						万円		
		イ 障害のある人のいる世帯 (1人につき86万円)						万円		
		ウ 長期療養者のいる世帯						万円		
エ 主たる家計支持者が別居している世帯 (71万円限度)						万円				
オ 火災・風水害、盗難などの被害を受けた世帯						万円				
特別控除額合計								② 万円		

※は該当するものを○で囲むこと。

【奨学金貸与を希望する理由】(学生本人が具体的に記入すること。)

【所得要件確認欄】

保護者A 氏名: \_\_\_\_\_

- ( ) 給与所得者 … 年間総収入 a  万円 (1万円未満切り捨て、課税証明書記載の「給与収入」)
- ( ) a が 329万円以下の場合 ………………  0 万円
- ( ) # 330万円以上400万円以下 …  $a \times 0.8 - 263$ 万円 =  万円
- ( ) # 401万円以上878万円以下 …  $a \times 0.7 - 223$ 万円 =  万円
- ( ) # 879万円以上の場合 ………………  $a - 486$ 万円 =  万円
- ( ) 自営業者 … 確定申告書又は市町村民税申告書に記載の所得金額 ………………  万円

保護者Aの所得額 … ③  万円

保護者B 氏名: \_\_\_\_\_

- ( ) 給与所得者 … 年間総収入 b  万円 (1万円未満切り捨て、課税証明書記載の「給与収入」)
- ( ) b が 329万円以下の場合 ………………  0 万円
- ( ) # 330万円以上400万円以下 …  $b \times 0.8 - 263$ 万円 =  万円
- ( ) # 401万円以上878万円以下 …  $b \times 0.7 - 223$ 万円 =  万円
- ( ) # 879万円以上の場合 ………………  $b - 486$ 万円 =  万円
- ( ) 自営業者 … 確定申告書又は市町村民税申告書に記載の所得金額 ………………  万円

保護者Bの所得額 … ④  万円

[認定所得金額]

所得金額合計 (上記③ + ④) \_\_\_\_\_ 万円 - 特別控除額 (表面②) \_\_\_\_\_ 万円 = \_\_\_\_\_ 万円

[所得基準額] \_\_\_\_\_ 万円 (世帯人員 (表面①) \_\_\_\_\_ 人)  
(P 5 参照)

【入学時一時金 所得要件確認欄】(希望する場合のみ記入すること) 所得要件はP 11参照

保護者A 給与収入 c  万円 所得 e  万円

保護者B 給与収入 d  万円 所得 f  万円

合計 c + d  万円 e + f  万円

以上のとおり、記載事項に相違ありませんので、連帯保証人と連署の上、新潟県奨学金を申込みます。

平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

新潟県教育委員会 様

本人氏名 \_\_\_\_\_ ㊟  
(必ず本人が署名押印のこと。)

連帯保証人氏名 \_\_\_\_\_ ㊟  
(必ず連帯保証人が署名押印のこと。本人と同じ印鑑を押印しないこと。)

連帯保証人関係事項	住所	〒 _____		
	本人との続柄		生年月日	S・H _____ 年 _____ 月 _____ 日
	電話番号 携帯電話番号	( ) ( )	勤務先	

記入例

平 30 大第 号

申込書は必ず学生本人が記入すること

大学・短大奨学金貸与申込書								
フリガナ 二俣 次郎 氏名 新潟 次郎 男・女				最終学歴 ○○高等 学校 平成 ○○年 ○月 卒業・中退 大学入学資格検定・高校卒業程度認定試験 合格				
平成○○年 ○月 ○日生 (H30.4.1現在 ○○歳)				U・Iターン促進支援枠 該当・ <input checked="" type="checkbox"/> 非該当 新潟県へ転入した日 平成 年 月 日				
本人現		〒950-8570 電話番号 025 (000) ××××		携帯電話番号 090 (0000) ××××		新潟市中央区新光町3丁目4番2号 奨学金学生寮101号 ※ 自宅・ <input checked="" type="checkbox"/> 自宅外から通学		
在籍校	※ <input checked="" type="checkbox"/> 国公立 私立 ○○		※ <input checked="" type="checkbox"/> 大 学 短期大学 △△		学部 ×××		学科 第 学年 ※ 昼間部・夜間部	
	平成 ○○年度		※ <input checked="" type="checkbox"/> 入 学 編入学		平成 ○○年度 △月 卒業予定 ( 4年制学科)			
日本学生支援機構の第1種奨学金申込				※ <input checked="" type="checkbox"/> 無				
以前に大学・短大で日本育英会・日本学生支援機構の第1種奨学金、又は県の奨学金の貸与を受けたことの有無				※ 有 (在籍校名: ) 無				
「入学一時金」貸与希望の有無 (所得要件あり)				※ <input checked="" type="checkbox"/> (貸与額 10・20・ <input checked="" type="checkbox"/> 30・40・50 万円)・ 無				
自宅住所		〒950-8570 電話番号 025 (000) ××××		新潟市中央区新光町1000番地20		世帯人員: (① 7 人)		
就学者以外	続柄	氏名	年齢	職業	続柄	氏名	年齢	職業
	父	新潟 太郎	45	会社員	妹	新潟 風子	4	幼稚園児
	母	新潟 花子	44	自営業				
	祖父	新潟 元	70	無職				
特別控除該当事項	就学者	続柄	氏名	在 学 校 名	学 年	※通学別	特別控除額	
	本人	本人分控除 [国公立:自宅28/自宅外72万円、私立:自宅44/自宅外87万円]					72万円	
		授業料年額 [ 入学金、施設整備費、実習費などを除く ]					75万円	
	兄弟	兄	新潟 一郎	私 立 ○○大学	2学年	自 宅・ <input checked="" type="checkbox"/> 自宅外	144万円	
		弟	新潟 三郎	市 立 △中学校	3学年	<input checked="" type="checkbox"/> 自 宅・自宅外	16万円	
	その他の控除	ア 母子・父子世帯 (一律49万円)					万円	
		イ 障害のある人のいる世帯 (1人につき86万円)					86万円	
		ウ 長期療養者のいる世帯					万円	
		エ 主たる家計支持者が別居している世帯 (71万円限度)					万円	
	オ 火災・風水害、盗難などの被害を受けた世帯					万円		
特別控除額合計						②	393万円	

※は該当するものを○で囲むこと。

【その他の控除】欄の記入について  
 申込書の裏面にある【所得要件確認欄】の保護者A及び保護者Bの所得額を記入した上で、「所得金額合計」が「所得基準額」を下回っている場合は特に記入する必要はありません。

【奨学金貸与を希望する理由】（学生本人が具体的に記入すること。）

※ 家族状況や経済状況など、奨学金を希望する理由を具体的に記入すること。

【所得要件確認欄】

給与収入者のうち、2カ所以上から収入がある場合は合計額を年間総収入額とすること。

保護者A 氏名： 新潟 太郎

- (○) 給与所得者 … 年間総収入 a  万円（1万円未満切り捨て、課税証明書記載の「給与収入」）
- (○) a が 329万円以下の場合 ………………  万円
- ( ) " 330万円以上400万円以下 …  $a \times 0.8 - 263$ 万円 =  万円
- ( ) " 401万円以上878万円以下 …  $a \times 0.7 - 223$ 万円 =  万円
- ( ) " 879万円以上の場合 ………………  $a - 486$ 万円 =  万円
- ( ) 自営業者 … 確定申告書又は市町村民税申告書に記載の所得金額 ………………  万円

保護者Aの所得額 … ③  万円

保護者B 氏名： 新潟 花子

- ( ) 給与所得者 … 年間総収入 b  万円（1万円未満切り捨て、課税証明書記載の「給与収入」）
- ( ) b が 329万円以下の場合 ………………  万円
- ( ) " 330万円以上400万円以下 …  $b \times 0.8 - 263$ 万円 =  万円
- ( ) " 401万円以上878万円以下 …  $b \times 0.7 - 223$ 万円 =  万円
- ( ) " 879万円以上の場合 ………………  $b - 486$ 万円 =  万円
- (○) 自営業者 … 確定申告書又は市町村民税申告書に記載の所得金額 ………………  万円

保護者Bの所得額 … ④  万円

【認定所得金額】

所得金額合計（上記③ + ④）  万円 - 特別控除額（表面②）  万円 =  万円

【所得基準額】  万円（世帯人員（表面①）  人）  
（P 5 参照）

【入学時一時金 所得要件確認欄】（希望する場合のみ記入すること）

保護者A 給与収入 c  万円 所得 e  万円

保護者B 給与収入 d  万円 所得 f  万円

合計 c + d  万円 e + f  万円

所得要件はP11を参照してください。

以上のとおり、記載事項に相違ありませんので、連帯保証人と連署の上、新潟県奨学金を申込みます。

平成 30年 6月 〇日

新潟県教育委員会 様

本人氏名 新潟 次郎 ㊟  
(必ず本人が署名押印のこと。)

連帯保証人氏名 新潟 太郎 ㊟  
(必ず連帯保証人が署名押印のこと。本人と同じ印鑑を押印しないこと。)

連帯保証人関係事項	住所	〒950-8570 新潟市中央区新光町1000番地20		
	本人との続柄	父	原則父又は母（親権者）	生年月日 <input type="text" value="S"/> ・H 〇〇年 ×月 △△日
	電話番号 携帯電話番号	025 (〇〇〇) ××××		勤務先 <input type="text" value="株式会社〇〇〇〇"/>
		090 (〇〇〇〇) △△△△		

## 奨学金貸与申込書記入の注意

新潟県奨学金は、学生本人に貸与するものです。申込書は学生本人が記入してください。申込書は、選考上の大切な資料です。事実をありのままに記入してください。

- 1 「氏名」欄には、必ず戸籍謄本に記載されているものを記入してください。
- 2 「本人現住所」欄には、平成30年4月以降の本人の居住地を記入してください。
- 3 「U・Iターン促進支援枠」欄は、平成27年12月以降に新潟県外から世帯で本県へU・Iターンしている場合、「該当」に○をつけてください。  
また、新潟県へ転入した日付を記入してください。
- 4 「日本学生支援機構の第一種奨学金申込」欄には、有無どちらかに○をつけてください。  
第一種奨学金は新潟県奨学金と重複して申し込むことはできませんが、併用はできません。どちらも採用され、新潟県奨学金の貸与を希望する場合は、第一種奨学金を辞退していただくこととなります。
- 5 「入学時一時金貸与希望の有無」欄については、希望の有無および貸与希望額に○をつけてください。上限額は50万円です。  
本人の保護者（父及び母。母子家庭の場合は母。父子家庭の場合は父。前期以外の場合は後見人）の課税証明書により、以下の所得要件を確認します。  
なお、入学時一時金は以下の所得要件に該当する方が申込みできるものとし、要件が該当しない場合など、申込みしても貸与できない場合があります。

### 入学一時金の所得要件

- |                          |                 |
|--------------------------|-----------------|
| 「給与収入のみ」の場合              | …収入が300万円以下     |
| 「給与収入以外の所得のみ」の場合         | …所得の合計額が200万円以下 |
| 「給与収入と給与収入以外の所得」の両方がある場合 | …所得の合計額が200万円以下 |
- 6 「自宅住所」欄には、住民票に記載されているものを記入してください。
  - 7 「就学者以外」及び「就学者分控除」欄には、生計を一にしている者は、同居・別居を問わず、全員記入してください。死亡、生別の場合は、記入する必要はありません。
  - 8 「続柄」欄には、申込者本人からみた関係を記入してください。
  - 9 「年齢」欄には、平成30年4月1日現在で記入してください。
  - 10 「就学者」とは、次の学校に在学する者に限ります。
    - ・ 大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校、中学校、小学校、特別支援学校、専修学校（高等課程、専門課程）。

（注）予備校、各種学校、防衛大学校、海上保安大学校、職業訓練校、専修学校の一般課程等に在学している者は、「就学者以外」欄に記入してください。
  - 11 「特別控除額」欄は、「別表第2 特別控除額表」（P6）を参照し記入してください。  
「特別控除額」欄のうち、以下のものについては証明書類が必要です。証明書類等の添付がない場合は控除の対象になりません。
    - (1) 障害のある人のいる世帯
      - ・ 障害者手帳の写し等
    - (2) 長期療養者のいる世帯
      - ・ 療養のため経常的に特別な支出をしている金額にかかる直近3ヶ月分の領収書等の

写し。(今後の療養期間に応じて年間の支出金額を算出できるもの。)ただし、診療代、治療代、医薬品等に限る、食費等は対象としません。

- ・ 申込書には、「添付した領収書等の写しに記載の合計額」を1年間分に換算した額を記入してください。

※ 長期療養者とは、申込時現在6ヶ月以上にわたる期間療養中、又は療養を必要とする人で、療養を終わった人は対象としません。

(3) 主たる家計支持者が別居している世帯

- ・ 別居のために特別に支出している金額にかかる直近3ヶ月分の領収書等の写し。(今後の必要期間に応じて年間の支出金額を算出できるもの。)ただし、71万円を限度とし、住居費、光熱水道費等に限ります。交通費、食費等は含みません。

(4) 火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯

- ・ 被害を受けたことを証明するもの、その他必要と認められるもの。
- ・ 修繕費用の領収書等、未修繕の場合は修繕見積書
- ・ 保険や公的支援を受けた場合は、その金額の分かる書類

12 「奨学金貸与を希望する理由」欄は、「経済的理由のため」等の一言ではなく、奨学金を申し込むに至った事情などを具体的に記入してください。

13 「所得要件確認欄」の記入に当たっては、次のことに注意してください。

(1) 本人の保護者(父及び母。母子家庭の場合は母。父子家庭の場合は父。前期以外の場合は後見人)のみ記入してください。

(2) 市町村役場発行の課税証明書を確認のうえ、平成29年の1年間の総収入金額(税込)を記入してください。

(3) 同一人について2種類以上の収入がある場合は、合計額を年間総収入額として記入してください。

(4) 申込時現在に於いて無職無収入で雇用保険等の受給者である場合は雇用保険受給資格者証の写し、遺族年金・障害者年金等を受給している場合はその金額が分かる書類を添付してください。なお、無職無収入であっても「市町村発行の課税証明書」の添付は必要です。

14 「連帯保証人」は、申請者本人が未成年者の場合はその保護者(親権を行う者又は後見人)、申請者本人が成年の場合はその父母兄弟又はこれに代わる者とします。

15 「連帯保証人(保証人)」の氏名は、必ずその人に自署、押印してもらってください。

その印鑑が申請者本人のものと同じである場合は、書類不備となりますので、ご注意ください。

16 「勤務先」欄には、勤務先の名称を記入してください。









1. The first part of the document discusses the importance of maintaining accurate records of all transactions and activities. It emphasizes that this is crucial for ensuring transparency and accountability in the organization's operations.

2. The second part of the document outlines the various methods and tools used to collect and analyze data. It highlights the need for consistent data collection procedures and the use of advanced analytical techniques to derive meaningful insights from the data.

3. The third part of the document focuses on the role of technology in data management and analysis. It discusses how modern software solutions can streamline data collection, storage, and analysis processes, thereby improving efficiency and accuracy.

4. The fourth part of the document addresses the challenges associated with data management, such as data quality, security, and privacy. It provides strategies to mitigate these risks and ensure that the data remains reliable and secure throughout its lifecycle.

5. The fifth part of the document concludes by summarizing the key findings and recommendations. It stresses the importance of continuous monitoring and evaluation of the data management process to ensure it remains effective and aligned with the organization's goals.

6. The sixth part of the document provides a detailed overview of the data management framework. It includes a description of the data sources, the data collection process, and the data storage and retrieval mechanisms. This section is essential for understanding the overall architecture and flow of data within the organization.

7. The seventh part of the document discusses the data governance policies and procedures. It outlines the roles and responsibilities of various stakeholders in ensuring data quality, security, and compliance with relevant regulations. This section is critical for establishing a strong data governance culture.

8. The eighth part of the document presents a case study of a successful data management implementation. It details the challenges faced, the solutions implemented, and the resulting benefits. This case study serves as a valuable reference for other organizations looking to improve their data management practices.

9. The ninth part of the document provides a list of references and further reading materials. It includes books, articles, and online resources that provide additional information on data management and analysis. This section is useful for those who want to delve deeper into the subject matter.

10. The tenth part of the document is a conclusion that summarizes the main points of the document. It reiterates the importance of data management and the need for a comprehensive and effective data management strategy. It also expresses the hope that the information provided in the document will be helpful to the reader.









**保証人として 65 歳以上の者しか選任できない場合**

【任意様式・参考】

保証人に関する申立書 (65 歳以上)

平成 年 月 日

【申立人】 住 所  
(保証人)

生年月日 大正・昭和 年 月 日

氏 名 実印

私は、下記の貸与申込者が新潟県奨学金の貸与を受けることについて、  
申込者の貸与見込総額を確認のうえ、新潟県奨学金の返還を保証します。

記

新潟県奨学金 貸与申込者氏名		申込者との 続 柄	
申立事項 (65 歳以上の者しか選任できない理由)			

※保証人の市町村発行の課税証明書 (所得や収入が記載されたもの) を添付すること。

東日本大震災被災者用

【別紙様式】

保証人に関する申立書（被災者用）

平成 年 月 日

【申立人】 住 所

生年月日 大正・昭和 年 月 日

氏 名 実印

保証人を立てることが困難であることについて、私は次のとおり申し立てます。

新潟県奨学金 貸与申込者氏名		申込者との 続 柄	
申立事項			

上記のとおり相違ないことを、\_\_\_\_\_により確認しました。

平成 年 月 日

学校名

校長名

担当者名

印

印